

## 「伴走支援型借換等対応資金」概要

資 金 名	伴走支援型借換等対応資金																																																																																																				
活用のポイント	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴う借換え需要並びに事業再構築等の資金需要に対応すると共に、金融機関が継続的な伴走型支援を実施し、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図るもの。																																																																																																				
融 資 対 象	<p>対象業種に属し、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定した者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること。</li> <li>2 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。</li> <li>3 次の(1)又は(2)アからカのいずれかに該当すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。</li> <li>(2) ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</li> <li>イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</li> <li>ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</li> <li>エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</li> <li>オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</li> <li>カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</li> </ol> </li> </ol> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本資金は、全国統一制度である伴走支援型特別保証制度の利用者を対象とする。</li> <li>2 令和5年1月10日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。</li> <li>3 保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。</li> <li>4 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般部分に限る。）に限る。</li> <li>5 当該資金を既往借入金の借換を目的に利用する場合は、原則、既往借入金の債権を有する金融機関（複数の金融機関からの借入を一本化する場合は債権額が最も大きい金融機関）で取り扱うものとする。</li> </ol>																																																																																																				
融 資 条 件	資 金 使 途	経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金、運転・設備資金） （既存の信用保証協会保証付き融資の借換も可能）																																																																																																			
	融 資 限 度 額	1企業、1組合当たり6,000万円以内																																																																																																			
	融 資 期 間	運転資金、設備資金ともに10年以内（据置5年以内）																																																																																																			
	融 資 利 率	融資対象1：1.20% 融資対象2：1.60% 融資対象3：1.60%																																																																																																			
	保 証 料 率	<p>事業者が負担する保証料の率は、次の各号に掲げるものとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>(1) 通常料率</p> <p>融資対象1：0.00% （借入金額に対し0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。）</p> <p>融資対象2：0.00% （借入金額に対し0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。）</p> <p>融資対象3：0.00%～0.95% （責任共有制度対象の場合は、借入金額に対して次の表1に定める料率を、責任共有制度対象除外の場合は、借入金額に対して次の表2に定める料率を適用する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。）</p> <p style="text-align: right;">表1 <span style="float: right;">(単位：%)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表2 <span style="float: right;">(単位：%)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	国補助	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30	県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																												
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																												
国補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																																																												
県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20																																																																																												
事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00																																																																																												
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																												
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																																																																																												
国補助	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30																																																																																												
県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20																																																																																												
事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00																																																																																												

(2) 経営者保証免除対応適用の場合

融資対象1：0.00%

(借入金額に対し1.05%とし、0.85%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。)

融資対象2：0.00%

(借入金額に対し1.05%とし、0.85%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。)

融資対象3：0.00%~0.95%

(責任共有制度対象の場合は、借入金額に対して次の表1に定める料率を、責任共有制度対象除外の場合は、借入金額に対して次の表2に定める料率を適用する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合には、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。)

表1

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00

表2

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
県補助	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
事業者負担	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00

担保

必要に応じて求める。

保証人

必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

融資斡旋等申込先

市町村商工担当課

融資申込先金融機関

琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫  
みずほ銀行 鹿児島銀行

融資申込時必要書類

※右記以外に金融機関、保証協会が必要と認める書類も提出が必要

<個人>

- ・市町村長の認定書（融資対象1及び2に該当する者）
- ・経営行動計画書(※)
- ・事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない者は県民税及び市町村民税納税証明書）
- ・原則として、最近2年間の受付印のある確定申告書の写し
- ・印鑑証明書
- ・許認可証の写し（許認可業種のみ）
- ・個人情報提供に関する同意書
- ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）
- ・売上高減少要件確認書（融資対象3(1)に該当する者）
- ・売上高総利益率減少要件確認書（融資対象3(2)アからウのいずれかに該当する者）
- ・売上高営業利益率減少要件確認書（融資対象3(2)エからカのいずれかに該当する者）
- ・その他必要と認める書類

【連帯保証人】

- ・印鑑証明書
- ・個人情報提供に関する同意書

※経営行動計画書

経営行動計画書は、次の内容を満たすもの又は含むものとする。

- 1 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- 2 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- 3 申込人が融資を受けて取組む事項に

<法人等>

- ・市町村長の認定書（融資対象1及び2に該当する者）
- ・経営行動計画書(※)
- ・事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書）
- ・原則として、最近2年間の決算書
- ・定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）
- ・印鑑証明書
- ・許認可証の写し（許認可業種のみ）
- ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）
- ・売上高減少要件確認書（融資対象3(1)に該当する者）
- ・売上高総利益率減少要件確認書（融資対象3(2)アからウのいずれかに該当する者）
- ・売上高営業利益率減少要件確認書（融資対象3(2)エからカのいずれかに該当する者）
- ・その他必要と認める書類

【連帯保証人】

- ・印鑑証明書
- ・個人情報提供に関する同意書

※経営行動計画書

経営行動計画書は、次の内容を満たすもの又は含むものとする。

- 1 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- 2 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- 3 申込人が融資を受けて取組む事項に

	係る具体的な資金使途と資金効果。 4 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。	係る具体的な資金使途と資金効果。 4 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。
備考	1 伴走支援 本資金の融資を受けたものは、原則として四半期に一回、経営行動計画の実施状況を金融機関に報告し、金融機関は当該計画を進めるための経営支援を行うものとする。 2 借換えの特例 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めに関わらず、次の保証に係る既往借入金を融資対象1で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ、貸付実行された既往借入金	

